

米子市監査委員告示第4号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年4月11日

米子市監査委員 陶 山 晃
米子市監査委員 野 坂 正 史
米子市監査委員 安 田 篤

1 監査の対象

教育総務課

2 監査の範囲

主として平成30年4月1日から同年12月末日までに執行された財務に関する事務

3 監査期日

平成31年2月25日

4 監査を執行した監査委員

陶山 晃・野坂正史・安田 篤

5 監査対象の概要

教育総務課は米子市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に所属し、課及び係の配置は別図のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- （1）米子市教育委員会（以下「委員会」という。）及びこれに関連する会議に関すること。
- （2）教育振興基本計画に関すること。
- （3）教育委員会規則その他委員会の定める規程の制定及び改廃に関すること。
- （4）公示に関すること。

- (5) 公印（米子市立図書館長印を除く。）の管守に関する事。
- (6) 事務局及び委員会の所管に属する教育機関の職員の人事及び給与に関する事。
- (7) 学校教育施設の整備計画に関する事。
- (8) 学校教育財産の取得、処分及び管理に関する事。
- (9) 遠距離通学のために必要な手段の確保に関する事。
- (10) 事務局の庶務に関する事。
- (11) 米子市教育委員会教育長の特命事項に関する事。
- (12) 米子市日吉津村中学校組合に関する事。
- (13) 他の課の所掌に属さない事。

また、平成30年度一般会計歳入歳出予算執行状況（平成30年12月末日現在）は別表のとおりであった。

6 監査の主眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

7 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

8 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

ア 旅行に関する事務については、旅行依頼日を誤っているものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 収入に関する事務については、次のとおりであった。

(ア) 使用料及び財産収入においては、適正に処理されていた。

(イ) 国庫支出金及び諸収入においては、調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に

基づき、今後、適正に処理すること。

- ウ 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- エ 報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- オ 交際費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- カ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- キ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ク 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ケ 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- コ 工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- サ 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- シ 負担金に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ス 扶助費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- セ 時間外勤務に関する事務については、時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあつたので、今後、適正に処理すること。なお、当該時間外勤務手当は、清算済みである。

(2) 公有財産の管理事務

- ア 公有財産台帳の整備事務については、教育総務課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、登録事項が符合しないものがあつた。また、公有財産貸付台帳を作成していないもの及び公有財産の異動報告をしていないものがあつたので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- イ 行政財産の使用許可及び普通財産の貸付けに関する事務については、適正に処理されていた。

(3) 物品の管理事務

- ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、抽出により現品と照合した結果、備品の貸付け処理をしていなかったもので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵便切手類出納（受払）簿を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。また、郵便切手類は、

